

別表第 1 (第 2 条関係)

(昭 46 規則 39・昭 48 規則 6・昭 63 規則 51・平 2 規則 51・平 12 規則 15・平 18 規則 30・平 21 規則 8・平 30 規則 21・一部改正)

1 ばい煙に係る特定施設

施設の種類の種類		規模
1	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 500 キロボルトアンペア以上 1,000 キロボルトアンペア未満であること。
2	塩素の製造の用に供する電解施設	塩素の処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上であること。
3	塩素の製造の用に供する精製施設及び液化施設	塩素の処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上であること。
4	パルプ製造業又は繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供する漂白施設(塩素又は次亜塩素酸ナトリウムを含む漂白剤を使用するものに限る。)	塩素(次亜塩素酸ナトリウムにあつては塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上であること。
5	金属の精錬の用に供する溶解施設(塩素又は塩酸を使用するものに限る。)	塩素(塩酸にあつては塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上であること。
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上 50 キログラム未満であること。
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上 50 キログラム未満であること。
8	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 1 リットル以上 3 リットル未満であること。
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上 50 キログラム未満であること。
10	化学製品の製造の用に供する反応施設(塩酸、クロルスルホン酸、三塩化リン、五塩化リン、オキシ塩化リン、ホスゲン、次亜塩素酸ナトリウム、塩化チオニル、塩化アルミニウム及び四塩化チタンを使用するものに限る。)	原料として使用する塩酸、クロルスルホン酸、三塩化リン、五塩化リン、オキシ塩化リン、ホスゲン、次亜塩素酸ナトリウム、塩化チオニル、塩化アルミニウム及び四塩化チタンを塩素換算した処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上であること。

11	食料品の製造の用に供するたん白質分解施設(塩酸を使用するものに限る。)	塩酸を塩素換算した処理能力が1時間当たり10キログラム以上であること。
12	金属製品の製造の用に供する表面処理施設(塩酸を使用するものに限る。)	
13	化学製品の製造の用に供する濃縮施設及び精製施設(塩酸を使用するものに限る。)	
14	硫酸アンモニウムの製造の用に供する反応施設(磷酸を使用するものに限る。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
15	化学製品の製造(原料として弗酸を使用するものに限る。)の用に供する反応施設及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
16	金属の精錬の用に供する反応施設(弗酸を使用するものに限る。)	
17	金属製品の製造の用に供する酸洗施設(弗酸を使用するものに限る。)	
18	アルミニウムの再生の用に供する溶解炉(弗素を含む融剤を使用するものに限る。)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上50リットル未満であること。

2 粉じん又は有害ガスに係る特定施設

施設の種類	
用途	施設の名称
1 工場等に常時用いるもの	(1) 粉塊運搬用コンベア(地上2メートル以上に設置するものであつて機長が50メートル以上のもの、屋外に設置するもの及び常時固定させて使用するものに限る。) (2) 粉末である原料、中間体、製品及び廃き物(包装されたものを除く。)の貯蔵、堆積場(建屋内にあるもの及び面積100平方メートル未満のものを除く。)
2 食料品製造業の用に供するもの	(1) 粉碎施設 (2) ふるい分施設
3 繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供するもの	(1) 樹脂加工施設 (2) 植毛施設 (3) 製綿施設 (4) 起毛施設
4 木材若しくは木製品製造業又はパルプ、紙若しくは紙加工品製造業の用に供するもの	(1) 蒸解施設 (2) セロファン製膜施設 (3) 木工用集じん施設 (4) 塗装施設

4	木材若しくは木製品製造業又はパルプ、紙若しくは紙加工品製造業の用に供するもの	(5) 接着施設 (6) 鋸断施設 (7) 研削・研磨施設 (8) 粉碎施設 (9) 含浸施設 (10) 薬品回収施設
5	出版若しくは印刷業又はこれらの関連産業の用に供するもの	(1) グラビア印刷施設 (2) 金属板印刷施設
6	化学工業又は石油製品若しくは石炭製品製造業の用に供するもの	(1) 反応施設 (2) 合成施設 (3) 分離施設 (4) 吸収施設 (5) 溶解施設 (6) 精製施設 (7) 抽出施設 (8) じょうりゆう施設 (9) 電解施設 (10) 重合施設 (11) 蒸発・濃縮施設 (12) 晶出施設 (13) 乾燥施設(医薬品製剤用は除く。) (14) 焙焼施設 (15) 粉碎施設 (16) ふるい分施設(医薬品製剤用は除く。) (17) 気化・液化施設 (18) 充てん施設 (19) 分解施設
7	ゴム製品製造業の用に供するもの	(1) 加硫施設 (2) 混練施設
8	窯業又は土石製品製造業の用に供するもの	(1) 混合施設 (2) ふるい分施設 (3) 石綿加工施設 (4) 粉碎施設
9	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業又は精密機械器具製造業の用に供するもの	(1) 金属溶解施設 (2) 精練施設 (3) 電気めつき施設 (4) 溶融めつき施設 (5) 酸洗施設

9	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業又は精密機械器具製造業の用に供するもの	(6) ソルトバス (7) エツチング施設 (8) 電解研磨施設 (9) 化成皮膜施設 (10) 溶射施設 (11) 塗装施設 (12) プラスチック流動浸漬施設 (13) 乾燥焼付施設 (14) 表面処理施設 (15) 粉碎施設 (16) 配合施設 (17) ふるい分施設 (18) 鋳物砂処理施設
10	その他の製造業の用に供するもの	(1) プラスチックの発泡施設 (2) プラスチックの混練施設 (3) 塗装施設 (4) 乾燥焼付施設 (5) 電気めつき施設
11	倉庫業又は運輸に付帯するサービス業に供するもの	選炭施設
12	ガス業の用に供するもの	(1) 精製施設 (2) じょうりゆう施設 (3) 分解施設 (4) 配合施設

備考

- 1 上記の施設の名称の欄に掲げる施設のうち、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第9項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第10項に規定する特定粉じん発生施設に該当するものは、粉じんを発生することによって特定施設に該当するものから除く。
- 2 上記の施設の名称の欄に掲げる施設のうち、有害ガスを発生することによって特定施設に該当するものは、次に掲げるものを使用し、又は発生するものに限る。
 - (1)アンモニア (2)シアン化水素 (3)一酸化炭素 (4)ホルムアルデヒド (5)メタノール
 - (6)硫化水素 (7)燐化水素 (8)二酸化窒素 (9)アクロレイン (10)二酸化いおう (11)二硫化炭素 (12)ベンゼン (13)ピリジン (14)フェノール (15)硫酸(三酸化いおうを含む。)
 - (16)ホスゲン (17)二酸化セレン (18)クロルスルホン酸 (19)黄燐 (20)三塩化燐 (21)臭素 (22)ニツケルカルボニル (23)五塩化燐 (24)メルカプタン (25)アニリン (26)セレン化水素 (27)臭化水素 (28)モノクロル酢酸 (29)アセトン (30)キシレン (31)三塩化エチレン (32)トルエン (33)メチルエチルケトン (34)ヘキサン (35)酢酸エステル (36)オキシ塩化燐 (37)燐酸化合物

3 汚水又は廃液に係る特定施設

施設の種類		
	用途	施設の名称
1	農産保存食料品製造業の用に供するもの	浸せき施設
2	納豆製造業の用に供するもの	蒸煮施設
3	繊維工業の用に供するもの	(1) のり付施設 (2) ゴム引き施設
4	造作材、合板、建築用組立材料又は家具製造業の用に供するもの	(1) のり付施設(合板製造業の用に供する接着機洗浄施設を除く。) (2) 薬品等調合施設 (3) 塗装水洗ブース施設
5	加工紙、紙製品又は紙製容器製造業の用に供するもの	のり付施設
6	出版、印刷、同関連産業の用に供するもの	(1) 印刷版洗浄研磨施設 (2) 現像施設(新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設及び自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設を除く。)
7	化学工業の用に供するもの	(1) 反応施設 (2) 脱水施設 (3) 分離施設 (4) 精製施設 (5) 混合施設 (6) 廃ガス洗浄施設
8	舗装材料製造業の用に供するもの	アスファルトプラント
9	ゴム製品製造業の用に供するもの	(1) ゴム表面酸洗施設 (2) ゴム加硫施設(自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設を除く。) (3) 混練ロール施設
10	建設用粘土製品製造業の用に供するもの	(1) 成型加工施設 (2) 混和施設 (3) 調合施設

11	研磨材、同製品製造業の用に供するもの	(1) 洗淨施設 (2) 混合施設
12	石工品製造業の用に供するもの	(1) 湿式研磨施設 (2) 成型加工施設
13	石膏製品製造業の用に供するもの	湿式集じん施設
14	非鉄金属製造業の用に供するもの	(1) 反応施設(還元槽を除く。) (2) 脱水施設 (3) 分離施設
15	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供するもの	(1) 溶剤又は洗剤洗淨施設 (2) 塗装水洗ブース施設 (3) 湿式集じん施設
16	染色機械用スクリーン製造業の用に供するもの	スクリーン定着洗淨施設
17	がん具、運動競技用具製造業の用に供するもの	のり付施設
18	プラスチック製品製造業の用に供するもの	(1) 油圧による成型施設 (2) 塗装水洗ブース施設
19	マッチ製造業の用に供するもの	原料回収施設
20	飲食料品小売業又は集団給食の用に供するもの(1日の通常の排水量が50立方メートル以上のものに限る。)ただし、次に掲げる事業場に係るものを除く。 (1) 弁当仕出屋にあつては、業務の用に供する部分の総床面積が360平方メートル以上である事業場 (2) 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)にあつては、業務の用に供する部分の総床面積が500平方メートル以上である事業場	給食用調理施設
21	動物の飼養の用に供するもの(牛に係るものにあつては牛房の総面積が200平方メートル未満であり、かつ、5頭以上の飼養の用に供するもの、豚(生後2箇月未満のものを除く。)に係るものにあつては豚房の総面積が50平方メートル未満であり、かつ、50頭(はん殖豚にあつては5頭)以上の飼養の用に供するもの、鶏(30日未満のひなを除く。)に係るものにあつては1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。)	(1) 飼養施設 (2) 飼料調理施設(加熱するものに限る。) (3) ふん尿処理施設
22	獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場等に供給するもの	原料貯蔵施設

4 騒音に係る特定施設

1 金属加工機械

- (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)
- (2) 製管機械
- (3) ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
- (4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- (5) 機械プレス(呼び加圧能力 294 キロニュートン以上のものに限る。)
- (6) せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
- (7) 鍛造機
- (8) ワイヤフォーミングマシン
- (9) ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
- (10) タンブラー
- (11) 自動やすり目立機(原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上のものに限る。)
- (12) ニューマチックハンマー(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
- (13) 高速切断機(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)

2 圧縮機、送風機及び蒸気タービン(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)

3 粉砕機

- (1) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- (2) 食用品加工用粉砕機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- (3) その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含み、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)

4 繊維機械

- (1) 織機(原動機を用いるものに限る。)
- (2) 紡績機械
- (3) 編組機(原動機を用いるものに限る。)
- (4) 撚糸機(原動機を用いるものに限る。)

5 建設用資材製造機械

- (1) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)
- (2) アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)

6 木材加工機械

- (1) ドラムバーカー
- (2) チツパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
- (3) 碎木機
- (4) 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)

- (5) 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
- (6) たてのこ盤(原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)
- (7) かなな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)

7 抄紙機

8 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

9 合成樹脂用射出成型機

10 鋳型造型機(ジヨルト式のものに限る。)

11 電気炉(変圧器の定格出力が 500 キロボルトアンペア以上のものに限る。)

12 ファスナー自動植付機

13 集じん装置(送風機を使うものに限る。)

14 デイゼルエンジン及びガソリンエンジン(移動式のもの及び出力が 7.5 キロワット未満のものを除く。)

15 走行クレーン

(1) 天井走行クレーン(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)

(2) 門型走行クレーン(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)

5 悪臭に係る特定施設

施設の種類		
	用途	施設の名称
1	動物の飼養の用に供するもの(牛にあつては 5 頭以上、豚(生後 2 箇月未満のものを除く。)にあつては 50 頭(はん殖豚にあつては 5 頭)以上、鶏(30 日未満のひなを除く。)にあつては 1000 羽以上の飼養の用に供するものに限る。)	(1) 飼養施設 (2) 飼料調理施設(加熱するものに限る。) (3) ふん尿処理施設
2	と畜場における汚物の処理の用に供するもの	(1) 汚物だめ施設 (2) 汚水だめ施設
3	死亡獣畜取扱場において用いるもの	(1) 解体施設 (2) 汚物だめ施設 (3) 汚水だめ施設
4	化製場等(魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の施設を含む。)において用いるもの	(1) 原料貯蔵施設 (2) 汚物だめ施設 (3) 汚水だめ施設 (4) 蒸解施設 (5) 乾燥施設
5	獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場等に供給するもの	原料貯蔵施設